

【お知らせ】

避難計算演習半日セミナー(中級編)

今年6月より開催しています避難計算演習半日セミナー(中級編)は、6・7月の2回を既に開催しており、ご好評の声を頂戴しています。また、「いきなり「中級編」を受講しても理解できるか不安」や、「避難計算の基礎的な内容も復習したい」というご要望にお答えして、第2回目のセミナーより昨年度に開催しました「初級編」も、下記の時間帯で開催しております。残すところは第3回目のセミナーのみですが、皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。
※初級編に参加希望の方は、別途事務局までご連絡ください。

無料

1
回目

6月20日 木 14:00-17:00(中級編)
(開催済)

2
回目

7月19日 金 11:00-13:00(初級編)
14:00-17:00(中級編)
(開催済)

3
回目

9月20日 金 11:00-13:00(初級編)
14:00-17:00(中級編)

◎会場:(一財)日本建築総合試験所 大阪U2ビル6F会議室

※ご希望の方は、東京事務所にてTV中継でのセミナー参加が可能です。

◎申込:下記URLよりお申込みください。

(<https://hyotei.gbrc.cloud/seminar/gyomu/2019/>)



【法改正】火災時倒壊防止性能検証 ・避難時倒壊防止性能検証について

平成30年6月に公布された建築基準法の一部を改正する法律が、今年6月25日に施行されました。

その中で、避難・耐火に関わる項目として、「火災時倒壊防止性能検証(法21条1項関連)」および「避難時倒壊防止性能検証(法27条関連)」という概念が新たに追加されましたので、簡単にご紹介いたします。

※具体的な計算方法等は、告示公布後に紹介します。(2019年8月30日時点では告示未公布)

○火災時倒壊防止性能検証(法21条1項関連)

通常火災終了時間※が経過するまでの間、火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能を検証するもの

「※通常火災終了時間＝通常の消火の措置により、主要構造部への影響が終了するまでの時間」

⇒消防隊の現地到着時間、火災室までの移動時間、など消火活動に要する時間が盛り込まれている。

○避難時倒壊防止性能検証(法27条)

特殊建築物から地上まで避難を終了するまでの間、通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能を検証するもの

⇒消防隊の現地到着時間、建物内検索時間、待避時間など消防隊が建物内を検索し避難者を避難させるまでの救助活動に要する時間が盛り込まれている。

【内規紹介Vol.6】避難階段を鉄砲階段とした場合の取り扱いについて

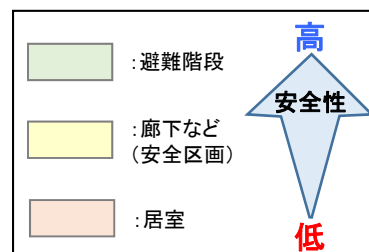
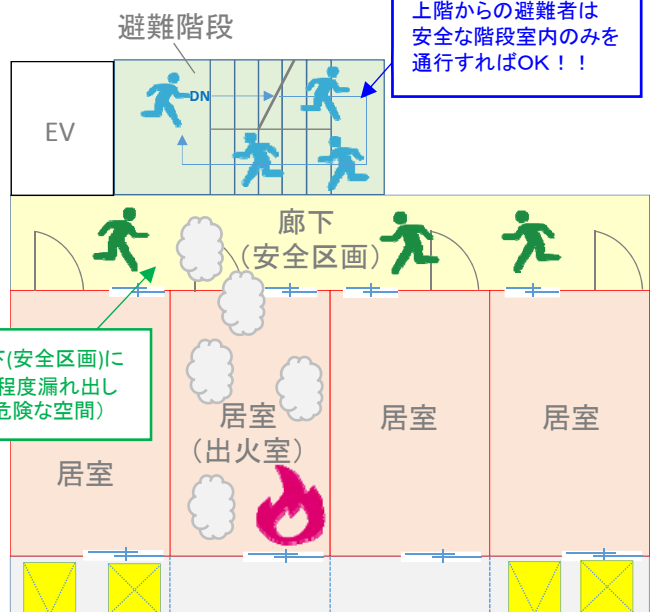
防災計画評定に関する、当法人の内規について解説する内規紹介シリーズ。Vol.6では避難階段を「鉄砲階段」とした場合の防災評定上の取り扱いについてご説明します。

避難計画の大原則として、避難者が「①居室(出火のおそれのある室)⇒②廊下(安全区画)⇒③避難階段」という順番で、より安全な空間に向かって避難を行うことができるように計画することが求められています。

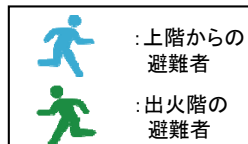
そのため、区画がなされている屋内避難階段や折り返し式の屋外避難階段の場合は上記の原則が守られていることに対して、下記のような、階段室内だけで通行動線が完結せず、各階ごとに廊下を経由しなければならない、いわゆる「鉄砲階段(別名:直階段)」の場合には、一度安全な空間である避難階段に逃げ込んだにも関わらず、下階にて避難階段よりも危険な空間である廊下等を通らなければ避難階まで避難できなくなってしまいます。そのため、当法人の防災評定委員会では鉄砲階段での計画は防災上望ましくないと判断しています。

原則

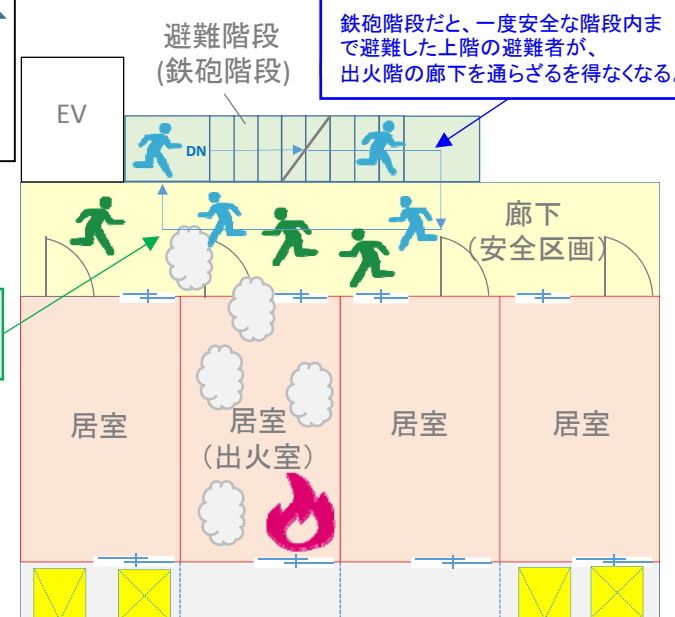
【折り返し階段の場合】



上階からの避難者も、煙に曝されてしまう恐れがある。



【鉄砲階段の場合】



(次頁へつづく)

【内規紹介Vol.6】避難階段を鉄砲階段とした場合の取り扱いについて(つづき)

一方で、敷地形状や隣地との関係などで、どうしても鉄砲階段として計画せざるを得ない場合も見受けられます。その場合は、下記の「条件①+②+③」もしくは、「条件①+②+④」を満たしていれば、避難計画あるいは消防(救助)活動によってカバーできるため、鉄砲階段であっても一定の安全性が確保できていると判断しています。

条件①: 連続したバルコニーを有し、隣戸へ避難することが可能であること。

条件②: 廊下に面して玄関扉以外の開口部がない。

条件③: バルコニーにはしご車の架梯が可能であること。

条件④: 各住戸の玄関扉を、消防進入用の破壊仕様としている。

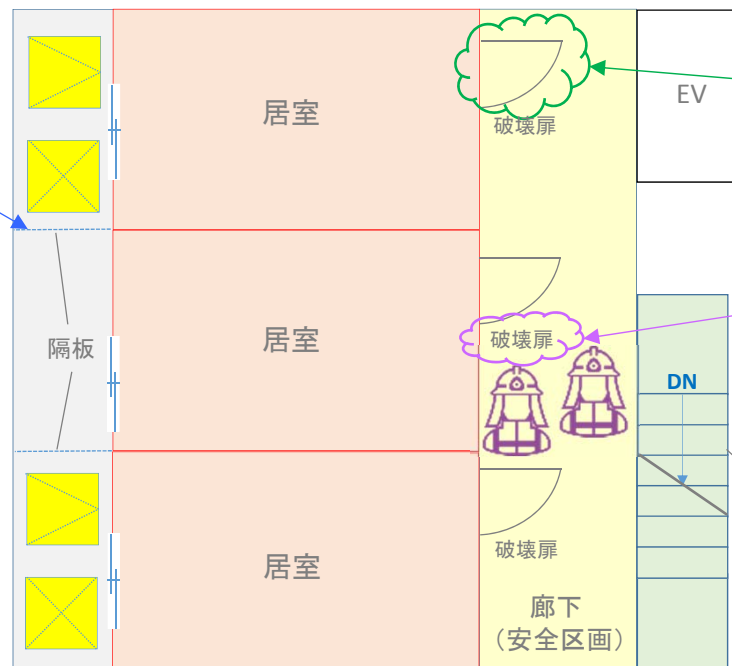
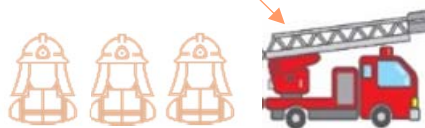
【対策例】

【条件①】

バルコニーが連続しており、隣戸に一時避難が可能
⇒出火階避難者の2次避難経路の確保

【条件③】

逃げ遅れた場合でもバルコニー側から、はしご車による救助活動が可能
⇒出火階および上階避難者に対する救助活動の円滑化



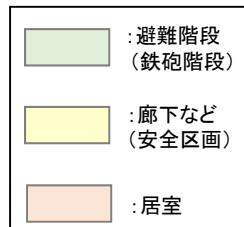
【条件②】

廊下に面する開口部が玄関扉のみなので、廊下への漏煙量が少なくなる
⇒廊下への煙流出量の低減 (廊下の安全性の向上)

【条件④】

逃げ遅れた場合でも廊下側から、迅速な救助活動が可能
⇒出火階および上階避難者に対する救助活動の円滑化

避難階段
(鉄砲階段)



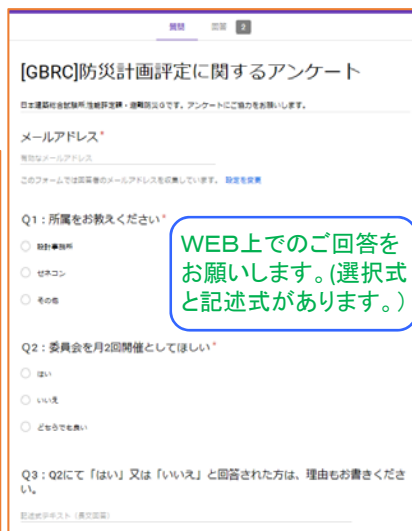
【お知らせ】アンケート配布のお知らせ

今年9月頃に、本メールマガジンにご登録頂いているお客様に対して、当法人の「防災計画評価」に関するアンケートを配布させて頂く予定です。質問項目は大きく分けて「防災評価に関する現状での評価」と「GBRCに求めたい新たな制度」の2つです。なお、アンケートの配布および回答方法については紙資料を郵送する形式ではなく、WEBアンケート方式とする予定としています。お手数をお掛け致しますが、今後のサービス向上のためにもご協力頂けますと幸いです。
※下記は現在の作成中のものです。本配信の際には内容が変わる可能性があります。

「seinou4@gbrc.or.jp」というアドレスより、皆様へアンケートメールをお送りします。



【アンケートメール例】



【WEBアンケート例】

【編集後記】

8月に入ってから連日35℃を超える猛暑日が続いたかと思えば超大型の台風が到来するなど、夏の大自然に翻弄されて私は少々バテ気味となっていますが、皆様は元気にお過ごしでしょうか。今年の6月には建築基準法の改正が施行され様々な法文が追加・変更されました。大自然には翻弄されましたが、法改正には翻弄されないように理解を進めている最中ですので、新たに追加された検証法等の最新情報をこれからも皆様にご提供できるように日々の情報収集と勉強を進めて参ります。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

【ご紹介】委員会スケジュールについて

今後の委員会日程は下記のとおりです。HPにも掲載しております。
(https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/)

	9月	10月	11月	12月
防災計画評価委員会	24	21	18	19

	9月	10月	11月	12月
避難・耐火性能評価委員会	27	21	27	未定

(※2019/08/30現在)

【お知らせ】申請者等変更手続きについて

防災評価や性能評価の受付から、防災計画評価書・大臣認定書取得までの間に、会社名、代表者名、所在地等に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。
変更が生じましたら早急に下記担当者までお知らせ下さい。



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 性能評価課 避難・防災グループ
担当：中野、長野
TEL: 06(6966)7600 FAX: 06(6966)7680
E-mail: seinou4@gbrc.or.jp